

2024年（令和6年）以後の適用 消費税コース改正一覧

項 目 2024年度	詳 細 内 容
インボイス制度の 2割特例 申告実務体系～Ⅱ	<p>免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった場合には、仕入税額控除額を特例控除税額(2割特例)とすることができます。</p> <p style="text-align: center;">【国税庁ホームページ】</p> <p style="text-align: center;">https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/01.htm</p> <p>※ 上記の改正は、令和5年10月1日～令和8年9月30日に適用される。</p>
各種申告書等の改定 申告実務体系～Ⅱ	<p>下記の申告書が更新されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書第一表【個人事業者用】【法人用】 ・ 付表1－3 など <p style="text-align: center;">【国税庁ホームページ】</p> <p style="text-align: center;">https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/mokuji.htm</p>